

早稲田大学 大学院法学研究科
2026 年度 修士課程入学試験問題（国内受験）
【専 修 科 目】

民事法学専攻

国際関係法（私法）

以下の問題のうち1問を選んで答えなさい

答案の冒頭には選択した問題番号を明記すること。

- ① ウィーン売買条約（CISG）を契約準拠法とする国際物品売買契約において、「書式の闘い」の解決策は如何にあるべきか？論ぜよ。
- ② 東京地決昭和 40・4・26 労民集 16 卷 2 号 308 頁は、現実の労務給付が継続して日本国内で行われるようになった場合、「準拠法選定自由の原則は属地的に限定された効力を有する公序としての労働法」による制約を受けるとして、日本の労働法を適用した。この「公序としての労働法」と民法等の規定の中にある通常 of 強行法規とは、どのような点で異なるか。日本の現行法に照らして論じなさい。
- ③ 外国で裁判所の決定により養子縁組が成立していた場合、その成立および効果については、現在、どのようなアプローチで評価すべきか。論じなさい。

以上

答案の書き方（横書）

六法全書の使用を（認める）